

## 預金者保護などのための制度に関する答申

金融制度調査会では1月23日、かねて審議中であった標記の件に関し、下記の答申を大蔵大臣に提出した。

### 第Ⅰ 総 論

民間金融機関については、私企業としての自己責任体制を前提としつつ、預金者保護などの公共的使命を達成するために、行政上・法制上どの程度まで調整を図るのが適当かという点が基本的な問題である。この点について、現行法規はいかにして健全経営を維持するかという点に主眼をおき、一たん経営困難に陥つた場合には、業務停止を命ずるなどの最後の手段のみを規定しているにとどまっているのであるが、こうした手段は金融機関を倒産に追いやる公算が多いので、金融機関に対する社会的信頼の高い現段階においては、実際問題としては容易に発動し難いことになっている。このような実情にかんがみ、とくに経営が困難に陥つた金融機関については、預金者の保護を図ることが緊急の問題と考えられる。そこで、以下の基本方針に従つて、この際預金者保護などのための制度を整備確立することが適当である。

1. 経営困難に陥つた金融機関に再建資金を供給するなどにより預金者の保護をはかり、金融秩序を維持するため預金保障基金（仮称）の制度を設ける。
  2. 経営困難に陥つた金融機関について、その事業の維持再建を図るため、応急措置として第三者による経営管理を行うこと、ならびに役員の変更、および合併営業譲渡に関する命令をなすことなどの制度を整備確立するとともに、業務などの改善について適当な措置を講ずる。
  3. 導入預金につき、その取締などの対策を講ずる。
- なお、預金者の保護は基本的には金融機関の健全経営によつて達成されるものと考えられるから、

1. 以上の制度の運用に関し、次の事項に配慮することが特に必要であるものと認められる。
  - (1) 金融機関の基礎を一層強固ならしめるため、今後合併、営業譲渡を促進することが適当と認められるので、その方針を確立しこれを積極的に推進すること。
  - (2) 現行法規に基く日常の行政監督および検査の充実強化をはかり、金融機関の健全化に努めるとともに、今回整備さるべき監督などの制度の適切な運用により、金融機関の経営の悪化を未然に防止すること。
  - (3) 預金保障基金制度は、現在の金融機関の経営状況においては、基金を設立するも今直に、これを現実に活用する事態に当面しているとは認められない

が、預金者保護のための制度を整備するため必要なものである。

しかし、将来においても、これを発動することの絶無を期するよう日常の行政監督に特に留意すること。

2. 今後制度の問題として銀行・相互銀行・信用金庫などにつき、自己資本の充実・大口信用供与の制限・資産の流動性確保・経理の健全性保持および行政監督の充実などの諸問題を引続き慎重に検討する必要があるものと認められる。

### 第Ⅱ 各 論

#### 1. 預金保障基金（仮称）

##### (1) 基金の性格

イ、金融機関の種類ごとに特殊法人として預金保障基金（以下単に基金と称する）を設置する。

ロ、基金の資金は、原則として基金に加入している金融機関の出資または出捐による。

（注）基金の性格にかんがみ、基金に対しては国が財政的援助を行うことが適当である。

##### (2) 基金の設立および加入

イ、基金を設立しようとするときは大蔵大臣の認可をうけることを要する。

ロ、基金には当該種類の全金融機関が加入するものとする。

##### (3) 基金の資金

イ、基金は、その資金に充当するため、加入金融機関から毎年資金量（預金・積金および掛金の合計額）のおおむね1,000分の1（資金蓄積が進むに従つて軽減する）に相当する金額を出資または出捐させる。

ロ、基金の一時的な資金繰りのために借入金をなす道を講ずるほか、定款の定めるところにより、必要に応じて賦課金を徴することができるものとする。

##### (4) 基金の業務

イ、加入金融機関が経営困難に陥つたが、再建の見込みがある場合、再建に必要な資金の貸付または債務保証をなすこと。

ロ、有価証券の受託業務、預り金その他付随する業務。

なお基金は、必要な場合には大蔵大臣の認可を

えて加入金融機関に代つて預金などの支払をなすものとする。

(5) 基金の運営

イ、基金には若干名の理事および監事をおく。

ロ、基金には評議員をおくことができる。

ハ、基金の事務は、他の機関に委託することができる。

(注) 基金の組織は簡素なものとし、経費の節約を図ることとするが、業務の運営については大蔵大臣と密接に連絡を保持するよう考慮するほか、必要な場合には加入金融機関の調査なども行いうることとする。

2. 金融機関の経営保全のための応急措置など

(1) 対象金融機関

イ、この制度の適用対象は、経営困難に陥つたが再建の見込みのある金融機関とする。

ロ、金融機関の範囲は、銀行相互銀行および信用金庫とする。

(1) 経営管理

イ、経営管理の条件

大蔵大臣は、次の場合において、一時的な応急措置として経営管理人を任命し、当該金融機関の経営を管理すべきことを命ずることができる。

イ) 金融機関から申し出があつた場合

ロ) 金融機関が基金から再建資金などの援助を受ける場合。

ハ) たとえば、実質的に自己資本をこえる欠損があるような状態にある場合など業務または財産の状況が著しく不良であつて、預金者に損害を与える恐れがあり、かつ役員の改任・業務などの改善命令などによつては再建を期することができないような場合。

ロ、経営管理人の地位など

イ) 経営管理人は当該金融機関のために、その事業に関する一切の行為を行う。

ロ) 経営管理人は原則として金融機関を予定する。

ハ) 被管理金融機関の役職員は、経営管理人の指示に従うことを要する。

ニ) 被管理金融機関の機関の権限のうち、経営管理の円滑な実施を妨げる恐れのあるような権限は制限されるものとする。

ロ、経営管理の内容

イ) 経営管理人は再建計画を立案し、大蔵大臣の認可をえてその実行にあたる。

(注) 再建計画の決定に当つては、重大な利害関係のある株主・会員・従業員などの意見を

を徴することを考慮する。

ロ) 大蔵大臣は経営管理人に対し所要の監督を行う。

(3) 役員の改任など

イ、改任命令

イ) 大蔵大臣は、金融機関の業務または財産の状況が著しく不良であつて、放置すれば預金者に損害を与える恐れがある場合、当該金融機関の役員の改任を命じ、要すれば新役員が選任されるまで当該役員の職務執行の停止を命ずることができる。この場合、新役員の選任は大蔵大臣の承認を要する。

ロ) 改任命令に基いて、解任された役員はその職を去つた日から5年間は金融機関の役員となることができない。

ロ、責任に関する特別

金融機関が、その債務を完済することができない場合または経営困難に陥り、そのままでは継続して事業を行うことができなくなつた場合に限り、商法などの損害賠償責任に関する手続を簡素化するための特別手続を設ける。

(注) 大蔵大臣が預金者保護のため訴の提起を法務大臣に依頼することができることとするのが適当である。

(4) 業務などの改善

金融機関の業務または財産の状況が不良であつて、放置すれば預金者に損害を与える恐れがある場合、大蔵大臣は当該金融機関に対し、資産内容の健全化、資産流動性の確保、支出もしくは社外流出の抑制など、当該金融機関の業務などの改善に関する措置を講ずる。

(5) 合併・営業譲渡命令

大蔵大臣は、基金から再建資金などの援助を受けている金融機関、その他経営困難のため経営管理を受けている金融機関に対して、他の金融機関へ合併または営業譲渡をなすべき旨の命令をすることができる。

(6) 諮問機関

以上の行政措置のうち、経営管理・役員の改任および合併・営業譲渡命令を発動する場合の諮問機関として委員会などを設ける。

3. 導入預金の取締など

一般預金と差別的な取扱いをなしうることとするほか、反覆して情を知り導入預金を行つたもの（導入預金者）および導入預金の仲介業者、ならびに反覆して情を知り導入預金を受入れた金融機関の役職員に対する取締規定を設けるなど適当な対策を考慮することとする。